

## 第2章 計画の背景

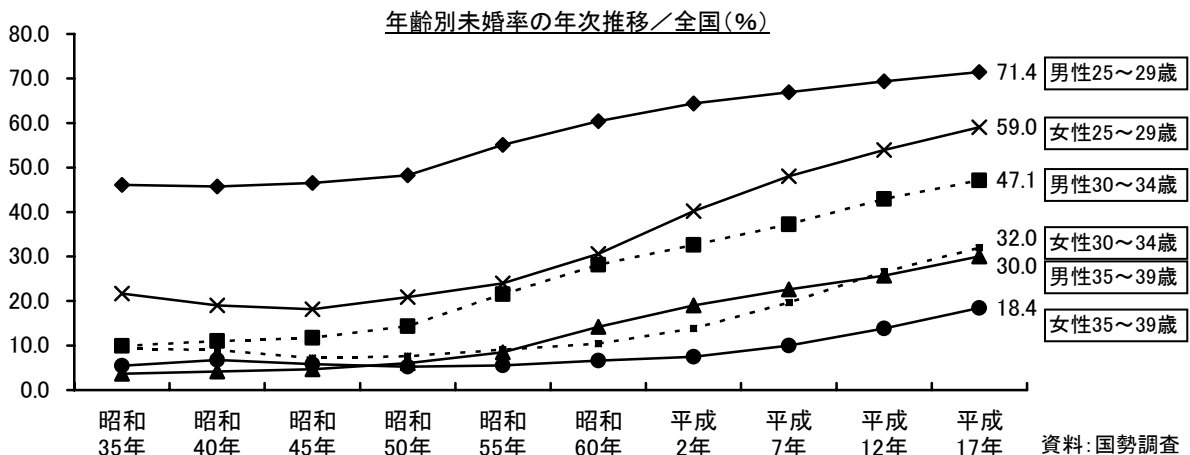
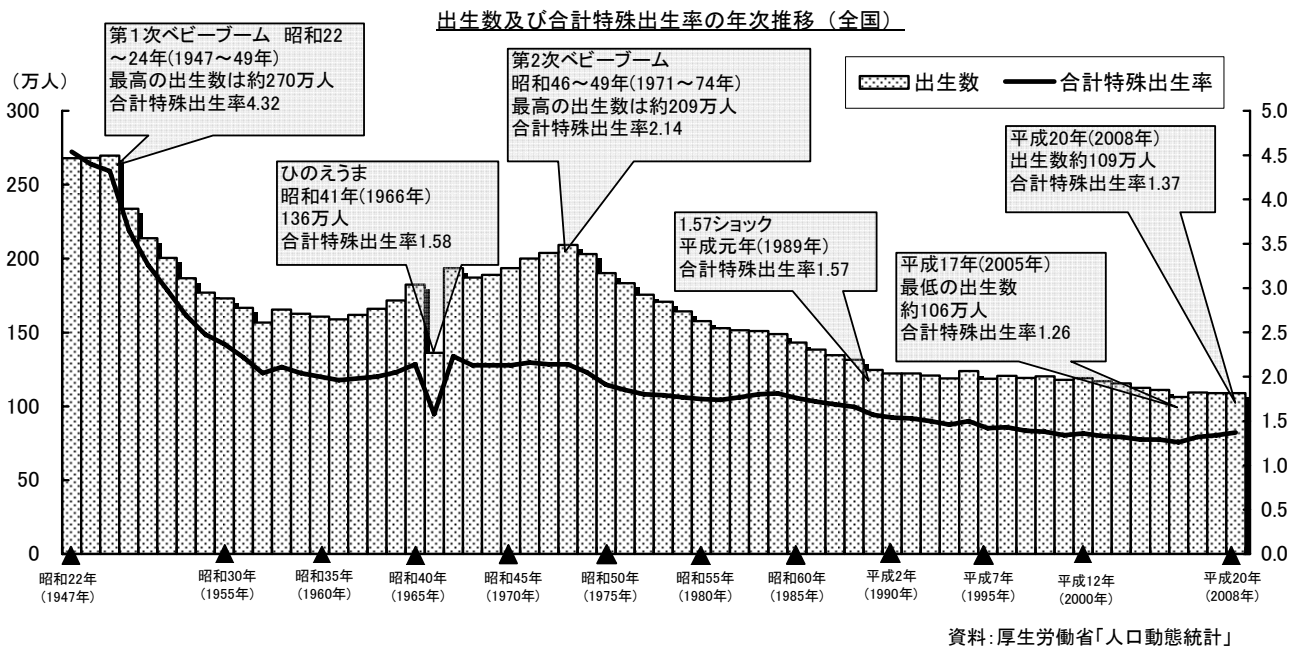
### 【1】少子化の現状

わが国の平成20年の出生数は、約108万8千人（前年は約109万人）で、合計特殊出生率は1.37（前年は1.34）となっています。

年少人口（0～14歳の人口）は、出生数の減少により、第2次ベビーブーム以後、減少傾向が続き、平成9年には、高齢人口（65歳以上）よりも少なくなっています。

総務省の「人口推計（平成20年10月1日現在）」によると、年少人口は、約1,717万6千人（総人口に占める割合は13.5%）であるのに対し、高齢人口は約2,821万6千人（同22.1%）となっており、ますます少子高齢化が進行しています。

一方、平成17年の総務省の「国勢調査」によると、25～39歳の未婚率は男女ともに引き続き上昇し、男性では25～29歳で71.4%、30～34歳で47.1%、女性では25～29歳で59.0%、30～34歳で32.0%となっており、晩婚化が進行しています。



## 【2】少子化対策の動向

少子化の進行に歯止めがかけられない中、少子化対策の抜本的な拡充、強化のために、平成18年6月に少子化社会対策会議で「新しい少子化対策について」が決定されました。

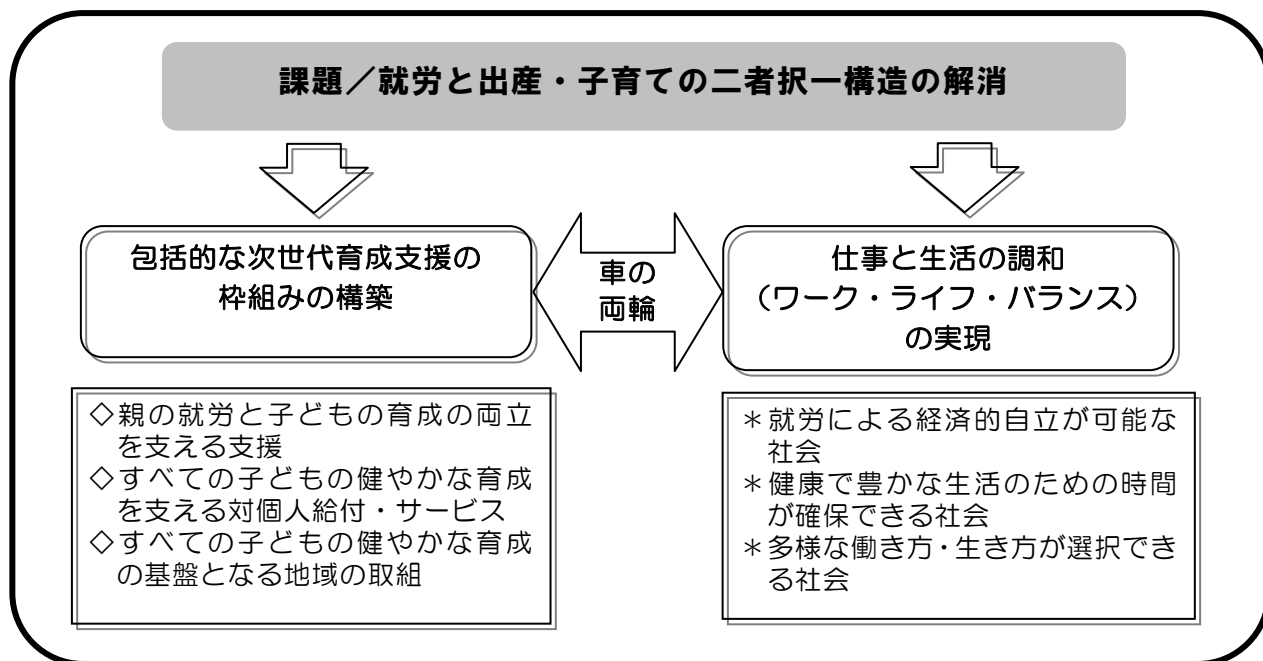
このような国の動向を踏まえ設置された「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議では、結婚や出産・子育てに関する国民の希望を実現するためには何が必要であるかに焦点を当てて検討が進められ、その重点戦略を平成19年12月に取りまとめています。

この重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消には、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を“車の両輪”として進めていく必要があるとしています。

このうち「働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現」については、平成19年12月に仕事と生活の調和推進官民トップ会議で、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が取りまとめられました。

この憲章では、就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活をするための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会を目指すとして、企業と働く人、国民、国、地方公共団体の関係者が果たすべき役割を掲げています。

### 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の概要



### 【3】次世代育成支援対策推進法について

---

「次世代育成支援対策推進法」は、少子化の流れを変えるために集中的・計画的な取組を促進することを目的に、10年間の時限立法として平成15年7月に成立しました。この「次世代育成支援対策推進法」では、わが国における急速な少子化の進行等を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識の下に、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境を整備するため、次世代育成支援に関する基本理念を定めています。

#### 次世代育成支援対策推進法に定める「基本理念」

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

### 【4】国の基本方針について

---

平成15年8月に国において示された「次世代育成支援地域行動計画策定指針」では、計画策定に関する基本的事項として8つの視点が示されましたが、今回の見直しに際しての基本的な視点としては、「仕事と生活の調和実現の視点」が新たに追加されました。

#### ～市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定に当たっての基本的な視点～

- (1) 子どもの視点
- (2) 次代の親づくりという視点
- (3) サービス利用者の視点
- (4) 社会全体による支援の視点
- (5) 仕事と生活の調和実現の視点
- (6) すべての子どもと家庭への支援の視点
- (7) 地域における社会資源の効果的な活用の視点
- (8) サービスの質の視点
- (9) 地域特性の視点